

平成16年度内閣府本府政策評価書(事後評価)【要旨】

【総合評価方式】

政策分野 男女共同参画社会の形成の促進

男女共同参画社会の形成の促進(男女共同参画基本計画)

(平成12年12月12日閣議決定)(対象期間:施策の基本的方向...平成22年まで、具体的施策...平成17年度まで。)

| | 政策の目的 | 評価結果の概要 | 今後の取組方針等 |
|------------------------------------|---|---|---|
| 分野1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。 | 審議会等委員への女性の参画の拡大については、着実な成果がみられる。女性公務員の採用については一定の成果がみられるが、女性国家公務員の登用は低調。 | 審議会等委員、公務員における女性の参画の一層の拡大が必要。企業、各種機関・団体等への取組の支援及び要請が必要。 |
| 分野2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 | 社会制度・慣行が男女に与える直接的・間接的な影響を検討し、様々な社会制度・慣行について男女共同参画の視点に立って見直す。 | 影響調査の一部の結果は税制や年金制度にも反映されたが、内閣府以外の省庁での影響調査の取組は進んでいない。固定的性別役割分担意識については改善の動きがみられる。統計情報の収集・整備・提供については一部で成果がみられるが、未だ不十分。 | 各省庁における影響調査の取組を支援するため、引き続き調査手法の検討や各種事例の収集が必要。男女共同参画に関する認識を深めるための広報・啓発活動の積極的な展開が必要。統計情報につき、可能な限り性別データの把握が必要。 |
| 分野3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 | 雇用等の分野において女性が男性と均等な機会を得て、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現する。 | ポジティブ・アクションへの企業の理解は進みつつあるが、規模別、業種別の格差が大きい。男女間賃金格差は長期的には縮小傾向にあるものの、国際的にみると格差は大きい。育児等により離職した者の再就職希望は多いもののいまだ困難な状況にある。パートタイム労働者対策は一定の進展があるが、その処遇が必ずしも働きに見合ったものになっていない面がある。 | 企業のポジティブ・アクションを推奨し、自主的取組の促進が必要。企業における公正・透明な賃金制度及び人事評価制度の整備の促進が必要。育児等により離職した者の再就職についてさらに支援が必要。パートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方の浸透・定着が必要。 |
| 分野4 農山漁村における男女共同参画の確立 | 農山漁村における男女共同参画を確立する。 | 農業分野に比べ、林業、漁業分野の男女別統計の整備が遅れている。政策・方針決定過程への女性の参画は着実に増加しているが、進展は緩やかである。女性起業数は順調に増加しているものの、小規模経営にとどまっている。女性の労働時間は近年減少しているものの依然として男性の約1.2倍である。 | 農山漁村の統計情報について性別データの把握が必要。都道府県における女性の参画目標を踏まえ、市町村・農協等地域におけるより具体的な目標設定の加速が必要。地域社会への女性の一層の参画促進及びサポート体制の強化等の更なる取組が必要。女性の過重労働、育児負担を軽減するための継続的な取組が必要。 |
| 分野5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 | 保育・介護サービスの充実、育児や介護を行う労働者の就業条件の整備、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、両立基盤を整備する。 | 保育サービスの充実が進んでおり、一定の成果が見られるが、待機児童数は依然高水準。男性の育児休業取得率は低い水準で推移。子育て世代の男性の労働時間短縮が進んでいない。 | 労働時間等の設定の改善を図るなど、男女ともに両立が可能となる働き方を実現させると同時に、多様な働き方に対応した保育サービスの充実、専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援が必要。また、公共交通機関を含めた生活環境において、子どもや子育て家庭の視点にたったバリアフリー化の推進が必要。 |
| 分野6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 | 年齢や障害の有無にかかわらず、男女が生き生きと安心して暮らせる社会を目指す。 | 介護保険制度を始め各種制度施策が着実に実施されることにより、高齢者の男女ともに安心して暮らせる体制の構築に資するものと期待できる。高齢者の所得については公的年金制度の安定的な運営のための施策が着実に推進しているが、男女間では所得格差が見られる。 | 男女間の所得格差の実態を踏まえ、各種制度・施策の検討に当たって配慮する必要。高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する必要。高齢者・障害者のニーズへの対応に配慮しつつ、高齢者・障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する必要。 |
| 分野7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | 女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。 | 法整備を始め総合的な取組を進めるための基本的方針や行動計画の策定等着実な進展が見られるものの、配偶者からの暴力に関する相談件数の増加等からもわかるように、依然として女性に対する暴力は数多くみられ、また潜在化しているおそれもある。 | 今後も女性に対する暴力の根絶をめざした取組み、被害者に対する保護や支援等の各施策を引き続き推進していく必要がある。 |

| | | | | |
|------|------------------------------------|---|---|--|
| | 分野8 生涯を通じた女性の健康支援 | 女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る。 | 母子保健関係の指標は低水準のまま概ね横ばいで推移しており、一定の成果が見られる。学校での健康教育、性教育の充実等が図られている。HIV感染者は男女とも若年の感染者が多い。 | 「健やか親子21」を引き続き推進していく必要。生殖補助医療等に関する正確な情報提供、不妊治療に係る啓発等に取り組む必要。児童の発達段階に応じた適切な性教育を実施し、社会教育を支援する学習機会を充実させる必要。HIVについては啓発活動を引き続き実施するとともに、総合的な対策を推進する必要。 |
| | 分野9 メディアにおける女性の人権の尊重 | メディアにおける女性の人権の尊重を確保する。 | メディアにおける方針決定の場への女性の登用が進んでいない。また、女性の人権を尊重した表現を行う等の自主的取組は進んできているが十分ではない。さらに、公的広報の手引等が策定されているが、十分に周知されていない。 | メディアでの方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、自主的取組を促す必要。また女性の人権を尊重した表現を行うよう一層の取組を支援する必要。公的広報の手引等については、関係方面への周知・普及を図るとともに、必要に応じて改定を検討する必要。 |
| | 分野10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 | 男女平等を推進する教育・学習の充実、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実を図る。 | 我が国の固定的性別役割分担を肯定する割合は、徐々に低下しているものの、欧米諸国と比較して依然として高い。高等教育機関への進学率は、4年制大学、短期大学、専門学校等を合計すると、男女の進学率はほぼ同一であるが、4年制大学、大学院において男女差があり、一部の学部で偏りがみられる。就業は、男女間の偏りや格差が縮小するなど一定の成果がみられる。 | 学校教育や家庭教育を含む社会教育において男女共同参画の意識を高める学習機会の提供を今後とも推進していくことが重要。進路・就業に当たっても、男女間の偏りや格差をなくすために、キャリア教育や情報提供、普及啓発などに引き続き努力する必要。 |
| | 分野11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 | 男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を国内において積極的にいかす。国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、地球社会へ積極的に貢献する。 | 女子差別撤廃委員会からの最終コメントにおいても、政府代表団と委員との間で率直かつ建設的な対話が行われたとの評価を得た。ODA大綱への男女共同参画の視点の重要性の明記やGADイニシアティブの発表など、ODAのあらゆる段階においてジェンダーの視点を盛り込む取組に進展が見られる。 | 今後は女子差別撤廃委員会に対し実施状況第6回報告を提出する必要。ODAの具体的推進についても、効果的にフォローアップすることが必要。また、国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報の方策等について検討する必要。 |
| 計画全体 | | 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 | 国際社会の動きに歩調を合わせ、男女共同参画の推進のため国内本部機構の構築・充実、法律・制度の整備などを進めてきたのに対し、昭和50年以降の各指標の推移を見ると、男女共同参画社会へのあゆみは緩やかである。 | 今後は、男女共同参画社会へのあゆみが緩やかであるという現状を踏まえて、新基本計画を策定するとともに、計画の着実な実施を推進することとしている。 |